

医療従事者の勤務環境の改善のための企画委員会設置要綱

(企画委員会の設置の目的)

第1条 企画委員会は、高知県内の医療従事者の勤務環境の改善等のため、高知労働局、高知県及び関係団体など県内の医療関係者が連携して、効果的に取り組むための恒常的な連絡協議の場として設置・運営するものとする。

(企画委員会の事務)

第2条 企画委員会においては、高知県内の医療従事者の勤務実態等について、高知労働局、高知県及び関係団体など県内の医療関係者間での現状認識、問題意識を共有するとともに、勤務環境の改善等に関する協議等を行う。

(企画委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、高知労働局の関係各課室、高知県の保健福祉担当部局及び関係団体から選出する。

2 企画委員会の委員長は高知労働局労働基準部長とする。副委員長は高知県の保健福祉担当部局から選出された委員とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

3 委員は、年度ごとに新たに選出されるものとし、任期は各年度末までとする。

4 委員は、再任できるものとする。

5 選出される委員は、当該年度の取組状況に応じて、委員長より各団体に要請を行うことができるものとする。

6 委員長は、上記委員の他、必要と認めた者を臨時委員とし、委員会に参加させることができる。

(企画委員会の開催)

第4条 企画委員会は、委員長が招集する。

2 委員がやむを得ない理由により企画委員会に参加できない場合には、代理を出席させることができるものとする。

(企画委員会の運営)

第5条 企画委員会の事務局は、高知労働局労働基準部監督課に置く。

2 事務局長は高知労働局労働基準部監督課長とする。

附則 この要綱は平成23年11月24日から施行する。